

死亡届提出後の主な手続き

この度のご不幸に際し、心よりお悔み申し上げます。

小平市役所での主な手続きは、以下のとおりです。死亡の記載のある戸籍謄本は、死亡届を提出した日から、概ね10日ほどで本籍地で取得できるようになります（詳しくはお問い合わせください）。ここに記載のないもので、手続きが必要となる場合もございますので、担当窓口へお問い合わせください。

※出張所・土曜窓口における「△」は、一部受付できない場合がありますので、手続き窓口へご確認ください。

※平日の開庁時間以外に戸籍の届出をされた方は、翌開庁日以降に住民票へ反映されます。土曜窓口ご利用の方は、下記手続きが同時に行えない場合がありますのでご注意ください。

分類	確認	対象者	主な手続きの内容 (申請・注意事項等)	手続きに必要なもの	期間	手続き窓口	出張所	土曜
印鑑登録	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた方	自動的に廃止されますので、手続きは不要です。			市役所 1階 市民課 窓口担当 ☎042-346-9804		
保	<input type="checkbox"/>	75才以上 後期高齢者医療保険に加入 していた方	相続人代表者届	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方の保険証 相続人代表者の印鑑及び振込先が分かるもの（通帳など） 亡くなった方と相続人代表者との相続関係が分かる戸籍謄（抄）本などの写し 	すみやかに	市役所		○ ○
	<input type="checkbox"/>		葬祭費支給申請	<ul style="list-style-type: none"> 葬祭を行ったことが分かるもの（会葬礼状・領収書など） 葬祭を行った方の印鑑及び振込先が分かるもの（通帳など） 	葬儀を行った日の翌日から2年以内			
険	<input type="checkbox"/>	75才未満 国民健康保険に加入して いた方	資格喪失届 (世帯主の死亡のときは、同時に世帯主変更の手続き)	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方の保険証（世帯主が死亡した場合は、加入者全員の保険証） 高齢受給者証（70歳以上の加入者全員分） 	死亡日から14日以内	1階		○ ○
	<input type="checkbox"/>		葬祭費支給申請	<ul style="list-style-type: none"> 葬祭を行ったことが分かるもの（会葬礼状・領収書など） 葬祭を行った方の印鑑及び振込先が分かるもの（通帳など） 	葬儀を行った日の翌日から2年以内			
年 金	<input type="checkbox"/>	年金を受給していた方	<ul style="list-style-type: none"> 年金受給権者死亡届 未支給年金、遺族年金などの請求 	年金事務所・共済組合へ直接お問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none"> 年金受給権者死亡届の提出：死亡日から14日以内 未支給年金、遺族年金などの請求：死亡日から5年以内 	武蔵野年金事務所 武蔵野市吉祥寺 北町4-12-18 ☎0422-56-1411 国分寺年金相談センター 国分寺市南町 2-1-31 青木ビル 2F ☎042-359-8451 (電話相談は行っていません) 各共済組合		
	<input type="checkbox"/>	年金を受給していなかった方	死亡一時金、寡婦年金などの請求	(※必要な書類などは、それぞれのケースにより異なりますので、手続き窓口へお問い合わせください。)	<ul style="list-style-type: none"> 死亡一時金の請求：死亡日から2年以内 寡婦年金の請求：死亡日から5年以内 			
介 護	<input type="checkbox"/>	65才以上 介護保険に加入していた方	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険証などの返還 念書 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 亡くなった方の被保険者証など 亡くなった方と相続人代表者との相続関係が分かる戸籍謄（抄）本などの写し 	すみやかに	セ健康 タ福祉 1社 1階 事務		○ ×
税	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車・小型特殊 自動車を所有していた方	廃車または名義変更	<ul style="list-style-type: none"> 届出者の本人確認書類 ナンバープレート 標識交付証明書 (※ケースにより異なりますので、手続き窓口へお問い合わせください。)		市役所 2階		× ○
	<input type="checkbox"/>	三輪・四輪の軽自動車を 所有していた方	廃車または名義変更	軽自動車検査協会へ直接お問い合わせください。				
	<input type="checkbox"/>	総排気量125CC超の バイクを所有していた方	廃車または名義変更	運輸支局へ直接お問い合わせください。				
	<input type="checkbox"/>	市・都民税を課税されて いた方	相続人代表者届	届出者の本人確認書類	すみやかに	市役所 2階		○ ○
	<input type="checkbox"/>	固定資産税・都市計画税を 課税されていた方	相続人代表者届 ※固定資産の名義変更は、別に 登記所での手続き（相続登記）が 必要です。	届出者の本人確認書類		市役所		○ ○
	<input type="checkbox"/>	軽自動車税（種別割）を 課税されていた方	相続人代表者届	届出者の本人確認書類			2階	
<input type="checkbox"/>	未登記家屋を所有していた 方	家屋補充課税台帳登録名義人変更届	<ul style="list-style-type: none"> 新名義人の印鑑登録印 新名義人の印鑑証明書 相続を証明する書面（遺産分割協議書など） 			税務課 家屋・償却資産担当 ☎042-346-9525	× ×	

分類	確認	対象者	主な手続きの内容 (申請・注意事項等)	手続きに必要なもの	期間	手続き窓口	出張所	窓口	土曜
子ども	□	認可保育園等、幼稚園、幼児教育・保育無償化対象の認可外保育施設等に在園・申込をしている児童及びその世帯の方(同じ世帯でも、手続きが不要な場合もございますので、手続き窓口にお問い合わせください。)	・家庭状況変更届 ・認定変更届 ・退園届 など	・印鑑 (※必要な書類などは、それぞれのケースにより異なりますので、手続き窓口にお問い合わせください。)	すみやかに	市役所 2階	保育課 入園・認定担当 ☎042-346-9601	△	×
	□	幼稚園に在園しており、補助金を申請(受給)している児童及びその世帯の方(同じ世帯でも、手続きが不要な場合もございますので、手続き窓口にお問い合わせください。)	補助金に関する各種手続	(※出張所では内容により受付できない場合もございます。)		市役所 2階	保育課 幼稚園・認可外保育施設担当 ☎042-346-9645	×	×
	□	中学生以下のお子さん 児童手当・特例給付、乳幼児医療証(マル乳)、義務教育就学児医療証(マル子)を受給していた方	資格喪失届	・印鑑 ・マル乳・マル子医療証 (※必要な書類などは、それぞれのケースにより異なりますので、手続き窓口へお問い合わせください。)		市役所 2階	子育て支援課 手当助成担当 ☎042-346-9544	○	×
	□	ひとり親家庭 児童扶養手当、児童育成手当(育成手当)、ひとり親家庭医療証(マル親)を受給していた方	資格喪失届	・印鑑 ・児童扶養手当の証書、マル親医療証 (※必要な書類などは、それぞれのケースにより異なりますので、手続き窓口へお問い合わせください。)		市役所 2階	(ひとり親家庭の手当・医療費助成の申請をあわせて行う場合は、市役所2階 子育て支援課窓口での手続きが必要です)	○	×
	□	障がいのあるお子さん 特別児童扶養手当、児童育成手当(障害手当)、小平市中心身障害児福祉手当を受給していた方	資格喪失届	・印鑑 ・特別児童扶養手当の証書 (※必要な書類などは、それぞれのケースにより異なりますので、手続き窓口へお問い合わせください。)		市役所 5階	学務課 学事担当 ☎042-346-9570	×	×
	□	公立の小・中学校に在学されている児童・生徒の保護者であった方	保護者変更届			市役所 5階		×	×
障がい	□	就学援助費・就学奨励費の受給認定を受けていた方	就学援助費・就学奨励費の変更申請		市役所 5階		×	×	
	□	身体障害者手帳をお持ちだった方	身体障害者手帳の返還	・身体障害者手帳	すみやかに	健康福祉センター 1階	障がい者支援課 サービス支援担当 ☎042-346-9542	×	×
	□	愛の手帳をお持ちだった方	愛の手帳の返還	・愛の手帳				×	×
	□	精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった方	精神障害者保健福祉手帳の返還	・印鑑 ・精神障害者保健福祉手帳				×	×
	□	自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院)をお持ちだった方	自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院)の返還	・自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院) ・印鑑				×	×
	□	障害福祉サービス受給者証をお持ちだった方	障害福祉サービス受給者証の返還	・障害福祉サービス受給者証				×	×
	□	マル障受給者証をお持ちだった方	マル障受給者証の返還	・マル障受給者証				×	×
	□	各種手当を受給していた方	異動届又は死亡届(手続き窓口にお問い合わせください。)	・印鑑				×	×
□	ガソリン費補助を受給していた方	ガソリン費補助の資格喪失 未払金の請求(未請求分がある場合に同居の相続人に限り請求できます。)	・印鑑 ・同居の相続人の印鑑、預金通帳、未請求分の領収書	×				×	
外国人	□	タクシー利用券を使用していた方	タクシー利用券の返還	・印鑑 ・未使用分のタクシー利用券	すみやかに	東京出入国在留管理局 在留管理情報部門 おだいば分室 〒135-0064 江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎 9階	×	×	
	□	・在留カード ・特別永住者証明書 をお持ちだった方	出入国在留管理局での取り扱いとなります。 在留カード又は特別永住者証明書を右の連絡先へ郵送してください。 (亡くなった旨のメモを同封してください。)				×	×	

小平市役所

〒187-8701 小平市小川町2-1333 ☎:042-341-1211(代表)

窓口開庁時間：平日(月曜から金曜) 午前8時30分から午後5時 土曜日(一部の窓口) 午前8時30分から午後0時15分

※日曜、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日)は開庁しません。

※土曜窓口は、市民課、保険年金課、税務課、収納課の4課が開庁していますが、取扱業務は、平日の一部の業務に限られます。

東部出張所 花小金井1-8-1 ☎042-467-1211

西部出張所 小川西町4-10-13 ☎042-343-1211

窓口開庁時間：平日(月曜から金曜) 午前8時30分から午後5時